

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的

合同会社あんじゅが設置する、ケアあんじゅ（以下「事業所」という）が行う、指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）は、居宅要介護者（以下「利用者」という。）について、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします

運営の方針

・事業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

・事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

・事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調査を行う。

・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2. 事業所の内容

(1) 事業所運営法人

| | | | |
|--------|-------------------|-------|--------------|
| 法人名 | 合同会社あんじゅ | | |
| 法人所在地 | 東京都江戸川区大杉5丁目20番1号 | | |
| 代表者職氏名 | 代表社員 荒井 有美 | | |
| 電話番号 | 03-6795-9937 | FAX番号 | 03-6795-9938 |
| 設立年月日 | 平成26年12月11日 | | |

(2) 事業所概要

| | | | |
|---------|-----------------------------------|-------|--------------|
| 事業所の名称 | ケアあんじゅ | | |
| 事業所の種類 | 居宅介護支援事業 平成27年4月1日指定 (1372308245) | | |
| 事業所の所在地 | 東京都江戸川区大杉5丁目20番1号 | | |
| 電話番号 | 03-6795-9937 | FAX番号 | 03-6795-9938 |
| 管理者氏名 | 荒井 有美 | | |
| 通常の実施地域 | 江戸川区・葛飾区 | | |
| 営業日 | 月～金曜日（但し、祝祭日及び12月30日～1月3日を除く） | | |
| 受付時間 | 9時00分～18時00分 | | |

(3) 事業所の従業者体制

| 職種 | 従事するサービス種類・業務 | 人員 |
|------------------|--------------------------------|--------|
| 管理者 主任介護支援専門員 | 業務の一元的な管理 | 1名（兼務） |
| 介護支援専門員 | 居宅介護支援の提供・要介護認定調査 | 1名（兼務） |
| 事務職員 | 経理、従業者の健康管理、設備備品の管理に係る事務など庶務全般 | 0名 |

3. 当事業所が提供するサービス

(1) 指定居宅介護支援の提供

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者、医療機関等との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の把握・評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 介護保険施設への紹介
- ⑧ 相談業務

※別紙1に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照してください。

(2) 要介護認定調査

・指定居宅介護支援の業務とは別に、保険者から委託を受けた要介護認定申請者の方の要介護認定調査を行います。

4. 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

・要介護認定を受けておられる方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。（事業者は法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を直接受領すること（法定代理受領）になっています。

・利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1か月あたり）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、保険者の窓口へ提出することで、全額払い戻しを受けられます。

令和6年4月改定

| 取扱い件数区分 | 要介護度区分 | |
|---|---------------------|---------------------|
| | 要介護1・2 | 要介護3～5 |
| 介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合 | 居宅介護支援費Ⅰ 12,380円 | 居宅介護支援費Ⅰ 16,085円 |
| 介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、45以上60未満の部分 | 居宅介護支援費Ⅱ 6,202円 | 居宅介護支援費Ⅱ 8,026円 |
| 介護支援専門員1人当たりの利用者の数が60人以上の場合において、60以上の部分 | 居宅介護支援費Ⅲ 3,716円 | 居宅介護支援費Ⅲ 4,811円 |

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 又は 0/100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より-200単位を減額することとなります。

※ 45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

| | 加 算 | | 加算額 | 内 容 ・ 回 数 等 |
|-----------------|---------------|--------|---|---|
| 要介護度による区分なし | 初 回 加 算 | | 3,420円 | 新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 |
| | 入院時情報連携加算Ⅰ | | 2,850円 | 入院当日に情報提供。入院日以前も含む。(Ⅰ) |
| | 入院時情報連携加算Ⅱ | | 2,280円 | 入院の日から入院後3日以内に情報提供した場合(Ⅱ) |
| | 退院・退所加算(Ⅰ)イ | | 5,130円 | 入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ 連携2回以上 (Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加) |
| | 退院・退所加算(Ⅰ)ロ | | 6,840円 | |
| | 退院・退所加算(Ⅱ)イ | | 6,840円 | |
| | 退院・退所加算(Ⅱ)ロ | | 8,550円 | |
| | 退院・退所加算(Ⅲ) | | 10,260円 | |
| | 通院時情報連携加算 | | 570円 | |
| | 特定事業所加算(Ⅰ) | | 円 | 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき) |
| | 特定事業所加算(Ⅱ) | | 円 | |
| | 特定事業所加算(Ⅲ) | | 円 | |
| | 特定事業所加算(A) | | 円 | |
| | 特定事業所医療介護連携加算 | | 円 | 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき) |
| ターミナルケアマネジメント加算 | | 円 | ・ターミナルケアマネジメント加算 ・末期の悪性腫瘍に 限定しない 。 | |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | | 2,280円 | 病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合 | |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | | -1/100 | 実施 | |
| 業務継続計画未策定減算 | | -1/100 | 未策定の場合、令和7年4月1日から適用する。 | |

(2) 交通費（介護保険給付対象外）

- ・通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合、通常の事業実施地域を超えた時点から要した交通費の実費をいただきます。

5. 利用料金のお支払方法

前記の料金、費用が発生した場合は、1か月毎に計算し、ご請求しますので、翌日末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- (ア)事業者指定口座への振り込み
- (イ)利用者指定口座からの自動振替
- (ウ)現金支払い

6. 居宅サービス計画作成について

当事業所では以下の事項を介護支援専門員等に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅介護支援事業者等に関するサービスの内容、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。
- ③ 居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
- ④ 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。
訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ⑤ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑥ 居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅介護支援等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑦ 介護支援専門員は障害福祉制度の相談支援専門員との密な連携を促進するため、特定相談支援事業所との連携に努めます。
- ⑧ 通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議の開催等により、届け出されたケアプランの適正検証を行います。
- ⑨ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- ⑩ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2のとおりです。

7. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ② 利用者の居宅への訪問頻度の目安
 - ・利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回
 - ※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

③ モニタリングについて 【令和6年改訂事項】

介護支援専門員は、「モニタリング」に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも一月に一回、利用者に面接すること。

ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも二月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(i i) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(i i i) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ハ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

④ 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や利用者の家族に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。営業時間以外の緊急時の連絡先等は以下の通りです。

| | |
|--------|-----------------------------|
| 緊急時連絡先 | ケアあんじゅ（事業所） 電話 03-6795-9937 |
| 対応時間 | 電話は職員につながりますので24H常時連絡は可能です。 |

9. 事故発生時の対応、損害賠償について

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市区町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

当事業所において、事業所の責任により利用者 に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者 に故意又は過失が認められた場合には、利用者 の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

| | |
|-----------|----------------------------|
| 保険会社名・保険名 | 東京海上日動火災保険株式会社・介護事業者賠償責任補償 |
| 保証の概要 | 本事業の遂行上の賠償責任を補償します。 |

10. 個人情報の取扱いについて

別記『個人情報の取扱いについて』のとおり
 秘密の保持と個人情報の保護について

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p> | <p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p> |
| <p>② 個人情報の保護について</p> | <p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者注意をもって管理し、また処分の際にも第三への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p> |

1 1. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者を選定しています。

| | |
|-------------|-------------------|
| 虐待防止に関する責任者 | ケア あんじゅ 管理者 荒井 有美 |
|-------------|-------------------|

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

1 2. 身体拘束について

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

身体拘束を行う場合には、その様体及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びの緊急やむを得ない利用を記録します。

1 3. ハラスメントについて

事業者は、当該従業員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けられるようハラスメント防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為を組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危険を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。
 - ②個人の尊厳や人格を言動によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。上記は、当該従業員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為に、再発防止策を検討します。
- (3) 従業員に対し、ハラスメントに対する研修などを実施します。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、契約の解除等の措置を講じます。

1 4. 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を終了した日から2年間保存します。

1 5. 感染症の予防まん延防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

1 6. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する

ための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 7. 苦情処理体制について

当事業所に対する苦情は面接、電話、意見箱、書面により苦情受付担当者が受け付けます。なお、保険者、公的団体の窓口へ直接苦情を申し出ることもできます。

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【苦情申立の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ① 苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや苦情の確認を行う。
 - ② 管理者は、介護支援専門員に事実の確認を行う。
 - ③ 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ④ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。
 - ⑤ 内容、経緯、対応までの流れを「苦情・事故・ヒヤリハット・相談等受付処理書」に記入し、全職員に回覧し、再発防止を図る。

(2) 苦情申立の窓口

| | |
|--|---|
| 【当事業所の窓口】 ケア あんじゅ y 担当者 荒井 有美 | 所在地 東京都江戸川区大杉5丁目20番1号 電話番号 03-6795-9937 受付時間 9：00～18：00 （電話等にて24時間連絡が可能な体制で承ります） |
| 【区の窓口】 江戸川区介護保険課事業者調整係 | 所在地 東京都江戸川区中央1丁目4番1号 電話番号 03-5662-0032 受付時間 8：30～17：00 （土日祝祭日を除く） |
| 【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会 | 所在地 東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号10 電話番号 03-6238-0177 受付時間 9：00～17：00 （土日祝祭日を除く） |

1 8. 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

| | |
|-------------|-------|
| 実施の有無 | あり・なし |
| 実施した直近の年月日 | |
| 実施した評価機関の名称 | |
| 評価結果の開示状況 | |

19. 重要事項説明の年月日

| | |
|-----------------|-------|
| この重要事項説明書の説明年月日 | 年 月 日 |
|-----------------|-------|

指定居宅介護支援サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

〈事業者〉

所在地 東京都江戸川区大杉5丁目20番1号

事業者 合同会社あんじゅ

事業所名 ケア あんじゅ

管理者名 荒井 有美

説明者 主任介護支援専門員 荒井 有美

私は、契約書及び本書面により、事業所から指定居宅支援サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

〈利用者〉

住 所 _____

氏 名 _____

〈代理人（選任した場合）〉

住 所 _____

氏 名 _____

利用者との続柄（ ）

※私は下記の理由により利用者に代わって上記署名代行を行ないました。

理由（ ）

私は、利用者が重要事項の説明を受け同意したことを確認しました。

